

| | |
|------------|---|
| 障害の程度の認定方法 | 組織所見とその悪性度、一般検査および特殊検査、画像検査等の検査成績、転移の有無、病状の経過と治療効果等を参考にして、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定する |
| 障害年金 1級 | 当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 例： 著しい衰弱又は障害のため、一般状態区分表のオに該当するもの |
| | 受給額： 障害基礎年金⇒約97万円＋18歳年度末までの子の加算額 障害厚生年金⇒保険料納付額と期間の額×1.25＋配偶者加給年金 |
| 障害年金 2級 | 日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 例： 衰弱又は障害のため、一般状態区分表の工又はウに該当するもの |
| | 受給額： 障害基礎年金⇒約78万円＋18歳年度末までの子の加算額 障害厚生年金⇒保険料納付額と期間の額＋配偶者加給年金 |
| 障害年金 3級 | 労働が制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のもの 例： 著しい全身倦怠のため、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの |
| | 受給額： 障害厚生年金⇒保険料納付額と期間による（・最低保証額約58万円 ・厚年制度だけの年金） |
| 障害手当金 | 「傷病が治ったもの」であって、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもの（厚年制度だけの一時金） |
| 一般状態区分表 | ア： 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの イ： 軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの（例えば、軽い家事、事務など） ウ： 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの 工： 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの オ： 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの |
| 障害の区分方法 | (ア) 悪性新生物そのもの(原発巣、転移巣を含む。)によって生じる局所の障害 (イ) 悪性新生物そのもの(原発巣、転移巣を含む。)による全身の衰弱または機能の障害 (ウ) 悪性新生物に対する治療の効果として起こる全身衰弱または機能の障害 |

障害年金申請前に確認する事は4つ

| | |
|------------|---|
| ① 障害状態該当要件 | 一般状態区分表に該当していそうかどうか |
| ② 初診日要件 | 初めて診察を受けた日を特定できるかどうか |
| | 当初、発熱で近所のクリニックを受診、紹介状をもって大学病院を受診し診断を受けた場合、クリニックを受診した日が初診日です |
| ③ 保険料納付要件 | 初診日の前日において、前々月までに保険料の未納期間が規定以下かどうか |
| | ・未納期間が加入期間の3分の1以下か、直近1年間に未納期間がないこと ・初診日が20歳前なら納付要件はありません |
| ④ 年齢要件 | 初診日が64歳までにあるかどうか |

* 万一ご本人様が支給決定前にお亡くなりになった場合、認定日のある月の翌月から、亡くなられた日のある月までの分を受け取ることができます

障害年金申請・段取

| | |
|-------------|--|
| ① 年金事務所へ行く | 申請手続きの窓口です。郵送での申請も可能ですが、担当者と確認しながら進むのが確実です。予約は通常数週間先です。 |
| | 目的: 『保険料納付要件』と『年齢要件』を確認する ・適切な申請書類一式を受け取る ・その他の必要書類を把握する |
| | 準備: ・電話で相談予約を入れる ・年金番号・病状の分かる物、身分証、本人でなければ委任状(所定の書式有り) |
| ② 病院へ行く | 病院の窓口対応の場合が多いです。事前に電話で郵送でも可能か確認しましょう。依頼後、作成に1ヶ月程度かかります。 |
| | 目的: 障害状態該当要件を「診断書」(期間指定あり)で、初診日要件を「受診状況等証明書」で裏付けます。 |
| | 準備: ・文書作成料を病院に電話で確認する ・診断書、受診状況等証明書(年金事務所で貰った物) |
| ③ 市町村役場へ行く | その他の必要書類を揃えに行きます。 |
| | 目的: 家族構成を「戸籍謄本」で、収入状況を「所得証明書」で裏付けます。子の加算や配偶者加給年金がつく場合があります。 |
| | 準備: 事前に電話して、料金や持参する物を確認しておく。 |
| ④ 自宅で書類を作る | 書き方は年金事務所で確認しておきましょう。特に要注意なのは『病歴・就労状況等申立書』です。 |
| | 目的: 年金事務所に提出する申請書類一式を完成させます。 |
| | 準備: 病歴・就労状況等申立書は、唯一自身の現況を主張できる書類です。説得力を持たせるため、裏付け資料を揃えましょう。 |
| ⑤ 日本年金機構の回答 | 通常はおおむね3ヶ月程度で通知が届きます。 |
| | 年金請求権には時効が定められていますので、状況によっては過去5年分の支給決定となる場合もあります。 |
| | 予想していた等級より低かった場合には状況を見て「事後重症」という申請も可能です。 不支給決定の場合には、次期を見て「再申請」するか『不服申し立て』といった対応方法もあります。 |

障害年金・対象障害

| | |
|-------------|--|
| 外部障害 | 眼の障害 聴覚の障害 鼻腔機能の障害 平衡機能の障害 そしゃく・嚥下機能の障害 音声又は言語機能の障害 肢体の障害 上肢の障害 下肢の障害 体幹・脊柱の機能の障害 肢体の機能の障害 |
| 精神障害 | 統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など |
| 神経系統の障害 | 肢体の障害の認定は、本章「第7節 肢体の障害」に示した認定要領に基づいて認定を行う。 脳の器質障害については、神経障害と精神障害を区別して考えることは、その多岐にわたる臨床症状から不能であり、原則としてそれらの諸症状を総合し、全体像から総合的に判断して認定する。 |
| 内部障害 | 呼吸器疾患による障害 心疾患による障害 腎疾患による障害 肝疾患による障害 血液・造血器疾患による障害 代謝疾患による障害 悪性新生物による障害 高血圧症による障害 |
| その他の疾患による障害 | 腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症、人工肛門・新膀胱、遷延性植物状態、いわゆる難病及び臓器移植の取扱い。 |
| 重複障害 | 障害が重複する場合の障害の程度の認定は、「第2章 併合等認定基準」により判定する。 |